

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年3月3日

岡山市長 大森雅夫

### 1 届出事項の概要

#### （1）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山駅前第一市街地再開発ビル

所在地 岡山市北区駅前町1丁目8番

#### （2）届出者の名称、住所及び代表者の氏名

別紙1のとおり

#### （3）変更事項

小売業者及び小売業者の代表者、住所

（変更前）別紙2のとおり

（変更後）別紙2のとおり

#### （4）変更年月日

平成25年11月30日他

### 2 届出年月日

平成27年2月20日

### 3 縦覧の期間及び場所

#### （1）縦覧の期間

平成27年3月3日から平成27年7月3日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課